

平成 25 年度事業計画について

1 基本方針

水環境保全及び公衆衛生の向上に資するため、浄化槽法定検査の効率的な推進に努め山形県、市町村及び関係機関と連携を図り、浄化槽設置者に対する適正な管理知識の普及啓発を推進し、浄化槽法定検査の受検率の向上に努める。

2 事業計画

1) 浄化槽法定検査

① 浄化槽法定検査実施計画

7条検査 700基 11条検査 36,300基 合計 37,000基とする。

② 山形県と浄化槽関係団体の協議の上、浄化槽管理士からの法定検査受検勧奨に対する協力を得て、更なる受検率の向上を目指す。

また、総合支庁及び管内市町村の担当者と情報交換を行い行政・業界と共に未受検者に対し周知啓発を行う。

③ 法定検査委員会を開催し、浄化槽法定検査に係る多岐にわたる情報を整理し、必要と認められた事項について審議する。

2) 浄化槽及び一般廃棄物に関する研修会・講習会

① 浄化槽管理士・浄化槽清掃技術者・当協会職員及び一般廃棄物処理業者の資質の向上を図るため研修会を開催する。

② 各総合支庁管内において、浄化槽の適正な取り扱いとルールを理解してもらうため、浄化槽新規設置者に対する講習会を開催する。

また、浄化槽新規設置者には、講習会資料一式を対象者へ無料で配付する。

3) 浄化槽及び一般廃棄物に関する情報提供、会報の発行

① 浄化槽及び浄化槽清掃に関する情報提供をする。

② 一般廃棄物処理業に関する情報を提供する。

③ 機関紙の発行をし、無料配布する。

④ インターネットによるホームページを活用し、浄化槽の仕組みや適正な管理知識の普及に努める。 <http://www.yamagata-suisituhozen.or.jp/>

4) 浄化槽の維持管理に関する調査・相談・指導業務

① 浄化槽管理者からの相談や問い合わせ等に対し専門的知識を持って随時対応する。

② 市町村等からの依頼に応じ浄化槽法定検査の結果データを解析し報告する。

③ 山形県及び市町村と共に、不適正浄化槽及び無管理・無清掃浄化槽の減少に努める。

5) 浄化槽に関する調査研究

- ① 浄化槽法定検査の結果が、浄化槽管理者及び浄化槽管理士の意識の高揚につながるとともに、みなし浄化槽との差別化を図るため、「優良浄化槽認定証制度」の調査研究を開始し、制度化を目指していく。

(法定検査委員会内ワーキンググループにて協議検討)

- ② 浄化槽に係る調査研究、並びに維持管理・放流水質向上についての調査研究を行う。
- ③ その他 必要と認められる浄化槽に関する調査研究

6) 水環境保全活動への支援

- ① 県内小中学生等からの要請により、簡易調査キットによる水質検査の実施と結果の総評等実践教育へ協力する。
- ② 最上川フォーラムの県内一斉調査「身近な川や水辺の健康診断」への参加とデータ集計等の協力をする。
- ③ 山形県地区衛生組織連合会活動に対し支援を行う。
- ④ もがみがわ水環境発表会に対し支援を行う。

7) その他活動

- ① 日本赤十字社活動に対し支援を行う。
- ② 日本環境保全協会作成の「一般廃棄物処理業委託契約のあり方及び新規委託・許可対策マニュアル」「一般廃棄物処理原価策定マニュアル」の活用を図る。
- ③ 会員事業の円滑な推進と発展に資するため、上部団体との連携を図る。